



令和2年6月22日

学生及び保護者様

九州女子大学
九州女子短期大学

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う本学独自の特別措置

【 募集開始 】

九州女子大学・九州女子短期大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した学生の修学機会を確保するため、以下のとおり、**授業料（半額）給付の特別措置の募集を開始します。**

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変した世帯の学生

- ①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出し、令和2年の所得見込みが給与所得者は841万円、給与所得者以外は355万円以下である場合
- ②新型コロナウイルス感染症後の所得が、前年の所得と比較し2分の1以下であり、令和2年の所得見込みが給与所得者は841万円、給与所得者以外は355万円以下である場合

2. 措置内容

授業料の半額給付

3. 特別措置奨学金要領の請求及び申請の方法

希望者は、以下の手順に従い「特別措置奨学金要領」をキャリア支援課に請求してください。その後、お手元に届いた要領を読んでいただき、対象となる方はホームページから申請書をダウンロードし、提出書類といっしょにキャリア支援課に申請（提出）願います。

【申請までの流れ】

- ①申請希望者は、「特別措置奨学金要領」をキャリア支援課にメールで請求してください。その際、学籍番号、学生氏名を必ず明記すること。メールを送る際のタイトルには「独自の特別措置」と記入してください。
- ②キャリア支援課から申請希望者にメールで「特別措置奨学金要領」を送ります。
- ③申請希望者は「特別措置奨学金要領」に書かれている対象者となるかを確認し、該当する場合は、提出書類をそろえ、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書」と一緒に7月10日（金）までにキャリア支援課に申請してください。

4. 提出書類

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う授業料給付申請書

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大後の所得を確認するために必要な書類（給与明細等）
- (3) 収入の減少を証明する書類
 - ※「特別措置奨学金要領」で確認してください。

5. 申請期間（締切厳守）

令和2年6月22日（月）～令和2年7月10日（金）

6. 特設メールアドレスと申請の際のタイトル等

「特別措置奨学金要領」の希望者は以下のアドレスへ請求してください。

アドレス：covid_kyufu@fains.jp

タイトル：「独自の特別措置」

本文：学籍番号、学生氏名を記入してください。

また、以下のドメインの解除をお願いします。

@kwuc.ac.jp

@fains.jp

《この件に関するお問い合わせ先》

九州女子大学・九州女子短期大学 キャリア支援課 TEL 093-693-3118